

業種別講習会（大規模小売業者等向け）の実施について（日程追加）

平成24年12月6日
公正取引委員会

今般、公正取引委員会は、大規模小売業者等と納入業者を対象として、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（「優越ガイドライン」）に沿って取引の実態を調査し、その結果を平成24年7月11日に「大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査報告書」として公表しました。

当該調査では、一部の大規模小売業者等において優越的地位の濫用につながり得る行為がみられました。また、優越ガイドラインの認知度に関して、役職階層別にみると、「代表者・役員等」及び「部長・課長等の管理職」に比べて「購買部門の一般社員」における認知度が低いという結果がみられました。

このような状況を踏まえ、大規模小売業者等と納入業者との取引の公正化をより一層推進するため、「業種別講習会（大規模小売業者等向け）」を次のとおり開催することとしました。

なお、9月から11月にかけて行った標記講習会において、多数の申込みをいただいた結果、受講を希望された方全員に受講していただくことができなかったため、日程を追加しました。講習内容は、基本的に既に実施した講習会と同様です。

○ 対象者

今回の業種別講習会では、特に、購買部門の一般社員の方を対象としております。

○ 講習内容

公正取引委員会が作成した優越的地位の濫用に関するDVDや、先般の実態調査で明らかになった具体的事例を基に、それぞれの会社で納入業者に対し行われている行為等のうち、どのような行為等を行うと優越的地位の濫用に該当し得るのかについて説明します。なお、近時、プライベートブランド商品の製造委託等に関して下請法上問題が多くみられることを踏まえ、どのような点に留意すべきかについても説明します。

○ 開催日時及び会場

開催日時	定員	会場
平成25年1月24日（木） 14:00～16:30	100名	東京都港区赤坂2-17-22 TKP赤坂ツインタワーカンファレンスセンター（東館） 〔7階 ホール7C〕

○ 当日のスケジュール

開場・受付開始は、午後1時30分です。

○ 受講申込方法及び注意事項

- ・ 講習会の受講料は無料です。
- ・ 受講を希望される方は、以下の申込フォームからお申込みください。
- ・ 電話やファクシミリでのお申込みは受け付けておりませんので、御了承ください。
- ・ 申込フォームへの入力完了すると、登録したメールアドレス宛てに「到達通知」のメールが送信され、当該メールの受信をもって申込完了となります。
- ・ 講習会当日は、当該「到達通知」メール又は申込フォームの「講習会の申込登録結果」の画面を印刷したものを御持参ください。
- ・ 受講申込の状況によっては、1事業者当たりの参加人数の調整をお願いする場合がありますので、御了承ください。
- ・ 定員になり次第締切りとさせていただきますので、御了承ください。
なお、定員に達しない場合でも、各会場とも開催日の3日前に受付を終了いたします。
- ・ お申込みの際に入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用いたしません。

○ 問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

電 話 03-3581-3373 (直通)

担当者 金沢, 塚本

申込みはこちらから →

[申込フォームへ
\(ここをクリックしてください。\)](#)